

子育て世帯への臨時特別給付金を支給

小中学校の臨時休業により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。

支給対象者

令和2年4月分（3月分を含む）の児童
手当を受給している人
※特例給付を受給している人は対象外

対象児童

令和2年4月分の児童手当の対象となる児童
※平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童

支給金額

対象児童1人につき、1万円
原則、児童手当の登録口座への振り込み

支給時期

6月中の支給を予定しています。
詳しい日程は、後日「お知らせ」を個別通知します。

手続き

手続きは不要。（公務員の人を除く※）支給を希望しない人のみ申出書の提出が必要です。
※公務員の方は、所属庁から配付される申請書に必要な事項を記載し、証明を受けた上で、住民登録地の市町村に申請してください。 問 三戸町役場 住民福祉課 ☎ 20-1151

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する

振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

ご自宅や職場などに三戸町役場から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、役場や最寄りの警察にご連絡ください。

持続化給付金 申請サポート会場 を開設

◆持続化給付金とは？

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**です。

◆給付額

中小企業などは、200万円、個人事業者などは100万円
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－
（前年同月比▲50%月の売上×12カ月）

◆申請サポート会場

会場名（会場番号）	施設名	所在地
青森会場 (0201)	青森商工会議所会館 7階（研修室 / ミーティングルーム）	青森市新町 1丁目 2-18
弘前会場 (0202)	弘前商工会議所会館 2階（大ホール）	弘前市上鞆師町 18-1
八戸会場 (0203)	八戸商工会館 4階（大会議室）	八戸市堀端町 2-3
むつ会場 (0204)	むつ来さまい館 2階（ミニギャラリー / 会議室）	むつ市田名部町 10-1
十和田会場 (0205)	十和田商工会議所会館 5階（大会議室）	十和田市西二番町 4-11
五所川原会場 (0206)	五所川原商工会館 2階（第2研修室 / 市民サロン / 第1研修室）	五所川原市東町 17-5

電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な人のため、「申請サポート会場」を開設しました。「申請サポート会場」では、事業者に必要な書類（コピー可）を持参いただいた上で、電子申請の手続きをサポートします。なお、会場には、新型コロナウイルス感染防止の観点から**完全事前予約制**とします。

◆事前予約方法

① Web 予約

「持続化給付金」の事務局
ホームページから
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

② 電話予約（自動）

受付専用ダイヤル
☎ 0120-835-130
24時間予約可能

③ 電話予約（オペレーター対応）

電話予約窓口
☎ 0570-077-866
平日・土日・祝日 9時～18時